（削る。）

（捕獲の制限）

第四十八条　（略）

（削る。）

（捕獲鯨の表示及び報告）

第四十九条　母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

２　母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の母船の船長に報告しなければならない。

一～三　（略）

第五十条　母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

一～六　（略）

２　前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行な上あごの先端（まっこう鯨にあっては、頭の最先端）から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

（削る。）

第十一節　かじき等流し網漁業

（船舶の塗装）

第五十一条　かじき等流し網漁業の許可を受けた者（以下この節において「かじき等流し網漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

（浮標の標識等）

第五十二条　かじき等流し網漁業者は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上一・五メートル（別記様式第六号による標識については、浮標の表面から二メートル）以上の高さに掲げなければならない。

一　両端部の浮標　昼間にあっては別記様式第六号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板

二　中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標　昼間にあっては別記様式第六号による標識、夜間にあっては白色の灯火

２　前項各号の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

（捕獲頭数の制限）

第四十六条　農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、母船式捕鯨業の許可を受けた者（以下「母船式捕鯨業者」という。）が捕獲することができる鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

一　鯨の資源の状況

二　全ての母船式捕鯨業者の操業状況

２　農林水産大臣は、当該年において全ての母船式捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての母船式捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

３　母船式捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の鯨を捕獲してはならない。

（捕獲の制限）

第四十七条　（略）

第四十八条及び第四十九条　削除

（捕獲鯨の表示及び報告）

第五十条　母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

２　母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の管理人に報告しなければならない。

一～三　（略）

第五十一条　母船式捕鯨業の管理人は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、すみやかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一～六　（略）

２　前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行な上あごの先端（まっこう鯨にあつては、頭の最先端）から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

第五十二条から第五十五条まで　削除

（新設）

（新設）